



雷電の里だより

上田警察署 東御市交番

TEL 0268-62-0104

発行日 令和 7年 5月 1日

作成者 久保 朱莉

自転車のヘルメット着用と交通ルールの遵守

自転車のスマホ・酒気帯び運転の罰則強化！

(令和6年11月1日 道路交通法の改正)

運転中のながらスマホ 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金！
酒気帯び運転及び幫助 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金！

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
自転車は「車両」です。
道路の左側を通行しましょう。
- 2 交差点では信号と一時停止で安全確認
信号は必ず守り、一時停止のある
交差点や見通しが悪い場所では、
必ず止まって安全確認をしましょう。
- 3 夜間はライトを点灯
夜間の無灯火は、自動車・歩行者から
見えにくく危険です。
薄暗くなったらライトをつけましょう。
- 4 飲酒運転は禁止
飲酒運転は重大事故につながります。
自転車も車と同様に飲酒運転は禁止です。
- 5 ヘルメットを着用
大切な命を守るため、ヘルメットをかぶり
ましょう。



あなたは大丈夫ですか？



悪質商法の被害にあわないために



簡単に稼げる！ あなただけの限定！ などの儲け話には要注意！！

キッパリ！ ハッキリ！ 断りましょう！



災害から身を守るための留意事項

- 1 最新の情報に注意
- 2 危険な場所に近づかない
- 3 防災機関の指示に従う
- 4 アウトドアレジャーの際には天候の変化に注意
- 5 日頃からの準備

